

令和6年12月10日

請願・陳情文書表

厚生常任委員会

福祉子どもみらい局関係請願

請願番号	21-1	受理年月日	6. 12. 3
件名	教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願		
請願者	紹介議員		
横浜市中区桜木町3-9 平和と労働会館7階 新日本婦人の会神奈川県本部内 ゆきとどいた教育をすすめる神奈川県実行委員会 代表 田中 由美子 外11,805人	大山 奈々子 木佐木 忠 晶		
1 請願の要旨 (1) ゆきとどいた教育の実現と私費負担軽減のため、県の教育予算を大幅に増やしてください。 ① 公立学校の正規教員を大幅に採用し、少人数学級の実現と教職員の未配置問題を解消してください。 ② 少人数学級の実現に向けて県立高校の統廃合をやめてください。 ③ 県立高校の一学年9クラスや10クラスの過大規模校を8クラス以下の適正規模に戻してください。 ④ 過大規模化の解消のため、県立特別支援学校を増設してください。 ⑤ 県立のインクルーシブ教育実践推進高校の教育条件を改善充実してください。 ⑥ 県立学校の耐震工事・老朽校舎の改修工事を計画的に早急に行ってください。 <u>(2) 教育の無償化、保護者負担軽減をさらにすすめてください。</u> ① 教育の無償化前進のため、公立小学校・中学校での教育活動に必要な教材費・給食費の無償化や、県立高校の図書費や教育振興費などの学校納付金を軽減してください。 ② 公立小中学校での給食費の無償化と、給食での国産・地場産の食材の使用を進めてください。 ③ 県立高校の生徒への給付制奨学金の創設・拡充など、奨学金制度をさらに充実してください。 ④ 全県一学区のため高額になっている県立高校生の通学費補助を検討してください。 ⑤ 県立高校で保護者負担となっているデジタル端末を公費で購入し、生徒に無償で貸与してください。 <u>⑥ 私立の学校および幼稚園に通う子ども・保護者のために、教育費の補助をすすめ学費負担を軽減するとともに、私学助成をさらに充実してください。</u> <u>⑦ 県外の私立高校へ通学している生徒にも学費補助をおこなってください。</u> <u>⑧ フリースクールなどに通う不登校の子どもたち一人ひとりに、十分な学びのための予算を措置してください。また、不登校の子のために居場所を作ってください。</u>			

## 2 請願の理由

今、全国的に教員不足が深刻になっていて、産休や育休の代替の教員でさえ確保が困難になっています。

県教委が昨年10月に発表した児童生徒の問題行動調査では、

暴力行為の発生件数は

小中合わせて 9,238件で 1,000人当たり14.6人 (前年度は12.7人)

いじめの認知件数は、

小中合わせて 37,785件で 1,000人当たり59.5人 (前年度は47.7人)

不登校を理由とする長期欠席者の人数は

小中合わせて 20,293人で 1,000人当たり32人

と、どの指標をとってみても残念ながら過去最悪の状態になっています。

子どもたちが成長・発達段階で様々な問題を引き起こすことは当然のことですが、それを解決するための努力を私たち大人はしなければなりません。どの子にもゆきとどいた教育を目指し、学力向上でも生活力向上でも、人的・物的条件の改善が図られなければなりません。

現在の産休代替の先生すら配置できない学校があったり、若い先生があまりの労働強化で療養休暇をとらなくてはならなかったり、多く離職するなど不幸な状態が続き、教員の未配置が起き、生徒の成長を妨げています。

また、県立高校や私立学校でも教員不足や、無償化の立ち遅れなどで、どの子にも十分な学習活動が保障できないでいます。

その基本的な解決策として、上記の請願項目を要求します。

請願番号	23	受理年月日	6. 12. 3
件名	教育費の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願		
請願者	紹介議員		
横浜市中央区桜木町3-9 横浜平和と労働会館4階 神奈川私学助成をすすめる会 代表者 長谷川 正 利 外51, 698人	大 山 奈々子  木佐木 忠 晶		
1. 請願趣旨			
<p>神奈川県私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助額は、今年度は国・県とも増額されました。さらに神奈川県の私立高校生への授業料補助は、年収700万円未満世帯まで12,000円増額の468,000円、多子家庭（23歳未満の子ども3人以上）には年収910万円未満の世帯まで同じく12,000円増額の468,000円と拡充されました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正が一步進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。</p> <p>しかし、増額されたとはいえ経常費補助は、幼稚園を除いて小・中・高と、国基準額に達していません。その全国順位は、神奈川県の近年の努力にもかかわらず、高校は47都道府県中44位、中学校では45都道府県中44位、小学校は35都道府県中で32位と、全国最下位水準です。この低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。少子化に伴い、今後10年で中学卒業者数が1万人減るという見通しも、私立高校に財政的な不安を与えています。</p> <p>さらに授業料補助は対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設費などの負担額が年間約27万円残されています。東京都では所得制限が撤廃され、すべての私立高校生が授業料無償になり、福井県では子ども2人以上の家庭では公立私立問わず高校授業料が無償になりました。富山県では多子家庭あるいはひとり親家庭は年収910万円未満世帯まで入学金を含む授業料無償化が実現しています。これらの都県と比べると、神奈川県の制度は遅れています。また東京都では私立中学校に通う年収910万円未満の家庭にも授業料補助の制度もあります。さらに東京都から他県の私立高校に通う生徒には授業料補助が出ますが、神奈川県から県外の私立高校へ通う生徒には授業料補助が出ないという問題もあります。1975年に制定された私立学校振興助成法は「速やかに（補助額を公立の）1/2とするよう努める」という附帯決議がされましたが、半世紀経た現在も未だ達成されていません。保護者負担の軽減は、まだ道半ばです。</p> <p>私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴ある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。神奈川県の教育を支える担い手としての役割を果たし続けています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成をいっそう拡充していくことは県政における最重要課題です。</p> <p>以上のことから、次の事項について請願いたします。</p>			
2. 請願事項			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 私立学校への経常費補助を国基準と同等にしてください。</li> <li>2) 施設設備助成を行ってください。</li> <li>3) 神奈川県高等学校等生徒学費補助金を拡充してください。</li> <li>4) 県独自の、私立中学校への学費補助制度を創設してください。</li> <li>5) 「学級規模の改善」と「専任教職員増」を可能にする特別補助制度を創設してください。</li> <li>6) 私立幼稚園への私学助成について <ol style="list-style-type: none"> <li>① 私立幼稚園への経常費補助を増額してください。</li> <li>② 私立幼稚園が行う特別支援教育に対しての助成を充実させてください。</li> <li>③ 教職員の勤務条件を改善するための助成を増額してください。</li> </ol> </li> </ol>			

# 福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	48	付議年月日	6.9.20
件名	障がい当事者と家族の生活実態を反映していない「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」と当面の県施策の見直し検討を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	大和市深見台1-5-21 これからの県立施設を考える会 安西弘		
<p>I 陳情の要旨</p> <p>令和5年12月25日付で神奈川県が公表した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」には、障がい当事者と家族の生活や地域のサービス基盤整備の実態、支援する関係諸団体の意見が策定過程で十分に反映されていません。そのまま施策化され、実施されると、障がい当事者と家族にとって、とてつもなく過酷な生活実態を生起させます。</p> <p>その理由は、「II陳情の理由」の通りです。</p> <p>よって、今回の「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」と当面の県施策について、障がい当事者と家族が地域で安心して安定した生活ができるよう、慎重且つ十分な見直し検討を是非お願いいたします。</p> <p>特に見直し検討していただきたいことは、次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県立施設における新規入所の受け入れを早急に再開すること。</li> <li>(2) 国の指示を待たず、県内の実態調査を早急に行うこと。</li> <li>(3) 市町村や民間事業者任せにせず、県の単独補助制度を拡充して、必要な地域サービスの基盤整備を十分に行うこと。</li> <li>(4) 地域を支援する諸機能を県立施設でも充実させて、民と公が連携し、県立施設が各圏域での最後のセーフティーネットの役割を担えるようにすること。</li> <li>(5) 県立施設の民間移譲や地方独立行政法人化をしないこと。</li> </ol> <p>II 陳情の理由</p> <p>○理由1：必要な施設入所サービスが長期間受けられない</p> <p>「方向性ビジョン」の通りに「新規入所の受入を停止することにより、定員60名規模まで小規模化を図る」(p25)ことにより、懸念されていた事態がすでに現実となっています。</p> <p>7月4日に千葉県長生村で起きた事件です。重い知的障がいがある次男の首を父親が絞めて死に至らしめてしまったのです。転居して1か月だったそうですが、この次男は、5月まで県立中井やまゆり園などで定期的に短期入所を利用しており、3年半前には長期入所も申し込んでいたのです。NHKの続報が27日に出たこともあり、県は29日に記者会見を開いて事実関係を認めましたが、「地域での生活を支えるために必要な支援を十分に行っていたか」を検証するとして、あたかも現場職員に問題があったかのように説明しました。翌30日の知事記者会見でも同様であり、「中井やまゆり園は令和4年4月から停止中」だが、他の県立施設では「緊急度等を考慮しながら入所対応を行っている」という虚偽の説明を繰り返しています。私たちは、新規入所を停止している県の施策にこそ事件の主な原因があると考えています。</p> <p>それ以外にも、地域での生活が難しく施設入所を必要としているのに、県内で利用できず、やむを得ず県外の施設やグループホームに入所、更には県内外の精神病院に入院せざるを得なくなっています。</p> <p>この状況が今後数年以上継続することになるのです。県立障害者支援施設の定員は現在530人となっていますが、「方向性ビジョン」では360人を目標としています。この定員差170人を減らすまで、新規入所を停止するとしています。また、360人まで減ったとしても、更に現入所者が退所するまでは新規入所者を受け入れられないのです。</p> <p>当事者と家族の生活は、非常に厳しい状況となっており、様々な調査を見ても半数以上の当事者は今も家族と暮らしています。</p> <p>県立施設の定員縮小は、現在のニーズ実態に即して、また地域のサービス基盤整備と並行させながら、段階的に実施すべきだと考えます。</p>			

○理由2:計画策定に不可欠な実態調査が行われていない

この「方向性ビジョン」は、計画策定に必要な実態調査が一切行われていません。県側の都合の良い資料だけが記載されているのです。とりわけ障がい重い方々の生活にとって大切な「入所生活施設」「グループホーム」「重度訪問介護」の〈利用希望数(待機者数)〉、〈他県施設入所者数〉、〈精神病院入院者数〉の数値を明らかにすることが重要です。また、地域移行先として期待されている「グループホーム」の設備や職員体制の実態を明らかにすることも重要です。

7月第2週に、NHKが「待機障害者」という特集を3回に亘って報道し、全国に現実の地域の課題を投げかけました。これは大きな反響を呼び、厚労省も国としての調査を約束しました。報道によると、市区町村の回答率は約40%に対して都道府県は100%、後方で待機状況を把握していると回答したのは計32の自治体だったそうです。

そこで、私たちの会として県障害サービス課に情報公開を求めたところ、「神奈川県は把握していないと回答した」との意外な連絡がありました。地域の実態を把握することなく、「方向性ビジョン」策定や「基本計画」改訂を行っていることになりましたが、これでよいのでしょうか。

○理由3:地域福祉拡充具体策が全く提起されていない

入所施設定員を縮小するには、同時に地域福祉施策の拡充が不可欠です。例えば、グループホーム、日中活動、短期入所、重度訪問介護、手厚い相談機能、地域医療、等の充実です。

これらのサービスを必要なだけ安心して利用できるようにすること無しには、入所施設から地域移行して地域で暮らすことは難しいのです。

ところが「方向性ビジョン」では、地域福祉機能の充実が全く提起されていません。

このままでは、「支援なき地域への押し出し」となりかねず、結果的に家族の負担がさらに増してしまう可能性も危惧されています。多くの関係団体に共通する不安なのです。

○理由4:県立施設は支援のあり方を見直しながら、各圏域のセーフティーネットの最終的責務を担う必要がある

虐待の温床になった原因だと批判されている「大規模施設への重度入所者の集中」は当時の県としての施策選択でした。確かに、その支援のあり方は改善しなければなりません。

しかし、新たな役割の主要なポイントは「福祉科学研究や人材育成」ではないのです。各障害保健福祉圏域及び県全域におけるセーフティーネットへの最終的な責務です。

また、民間の知的障害施設団体が提言している「地域生活をバックアップする拠点ホーム」や「循環型のセーフティーネット機能」という役割は、同じ入所施設である県立であっても必須のはずです。しかし、「地域福祉は市町村や民間の役割分担だ」という理由で、現場職員の要望があるにも関わらず、県立施設には不必要だと言い続けてきたのが、神奈川県の歴代の担当部局責任者だったのです。

○理由5:県立施設の民間移譲・独立行政法人化は、県の責任を転嫁・放棄することになる

今回の「方向性ビジョン」で、県立施設を無くすことにより、県には責任逃れをしたいという意図があるのではないかと推測します。障がい福祉の推進・充実を率先して実行していることを表明したいなら、安易な民間移譲などをせず、堂々と「神奈川県立〇〇」とした機関で実施すべきです。それにより県民は神奈川県が責任をもって実施していると実感するのです。

県立施設の「民間移譲、独立行政法人化」は明らかな「公的責任の転嫁・放棄」です。地方独立行政法人でも、指定管理者制度と同様に運営交付金が徐々に削減される可能性が高く、県の関与責任も曖昧になりやすいからです。例えば、「方向性ビジョン」には、「地方独立行政法人特有のコストに加えて、指定管理者制度の場合に比べて職員の人件費が高くなる可能性があるため、効率的な法人運営を進める」、「重度障害者向けのグループホーム等を運営する場合…民間においても実行可能となるよう段階的に事業の見直しを図っていく必要がある」(p33)と記載されているのです。

また、県立施設における「職員・幹部・施設長の短期人事異動」が問題だと、自ら分析し反省したにもかかわらず、相変わらずに短期人事異動を実施していることは、県行政推進の責任を放棄していると言わざるを得ません。神奈川県の知事・幹部職員は、自らの行政責任を自覚し、猛反省すべきだと考えます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。



陳情番号	50	付議年月日	6. 11. 20
件名	有料放送の障害者割引制度の創設を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市都筑区東山田2-3-7 フラムハルド102 小島 涼		
<p>陳情の項目</p> <p>・神奈川県議会は政府にアマプラやネットフリックスやWOWOWやスカパーやradikoプレミアムなど有料放送サービスの障害者割引制度の創設を求めるよう意見書を出す。</p> <p>陳情の理由と経緯</p> <p>・最近アマプラやネットフリックスやWOWOWやスカパーやradikoプレミアムなど有料放送サービスが普及しています。NHKの受信料では、減免制度がありますが、WOWOWやスカパーなど有料放送サービスではそのような制度はありません。アマプラやネットフリックスやWOWOWやスカパーやradikoプレミアムなど有料放送サービスにも障害者割引があれば、障害者でも少ないお金で多彩な娯楽番組が楽しめるのではないかと思います。</p>			

陳情番号	52	付議年月日	6. 11. 29
件名	人権を保障する福祉職員の賃金と職員配置基準の引き上げにむけて国への意見書提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市神奈川区松本町6-45-2 浜田ビル401 全国福祉保育労働組合神奈川県本部 執行委員長 瀬戸井 達 紀		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>以下の①・②について、政府への意見書を提出していただくよう陳情いたします。</p> <p>① 地域・雇用形態・労働時間に関係なく、すべての福祉職員に時間単価1700円以上、フルタイムで年収300万円以上の賃金を保障する制度をつくってください。</p> <p>② 利用者の処遇向上と、福祉職員の休憩・休暇・事務時間が保障できるように、職員配置基準を引き上げ、常勤職員を増やしてください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>保育や介護などの福祉職場の多くは、慢性的な職員不足に陥っています。「人が人を支える」福祉職場において職員不足は、利用者と職員双方の人権を侵害する原因となっています。「1人の職員が対応する利用者や子どもの人数が多く、目が行き届かない」「午睡中の呼吸チェックができない」「食事介助中に喉につまらせる」「排泄介助やオムツ交換に時間がかかる」「入浴介助者がいないので、お風呂に入れてあげられない」「ワンオペ夜勤で転倒・転落がおきてしまう」など、利用者や子どもの安全確保と人権保障が困難な状況になっています。</p> <p>働く環境は、「休憩がとれない」「有給休暇がとれない」「不払い残業や持ち帰り残業がある」など労働基準法が守られていません。「残業前提のシフトが組まれる」など「仕事と子育て・家事の両立ができない」ほど、長時間過密労働になっています。また、政府は処遇改善策を講じてきたというものの、福祉職員の賃金水準は国の調査でも、全産業平均より月額7～8万円も低く、いのちを預かり、人権を守る仕事をしているにも関わらず、社会的地位は低いままです。多くの職員は誇りとやりがいを持って仕事をしていますが、長く働くことに不安を抱えています。</p> <p>この状況を改善するためには、法令に基づき「これを下回ってはならない」という強制力がともなう最低賃金を、全国一律で今すぐ1500円以上にすることが必要です。さらに労働時間の短縮をはかるためには、1700円以上が必要です。福祉分野は、政府が公定価格を引き上げることで、事業所に人件費を保障すれば、全国一律最低賃金制度の実現を待たずに賃金を上げることができます。</p> <p>利用者も職員もその家族も、個人として尊重され、誰もが犠牲にならない権利が保障されるべきです。憲法25条に基づいて、国民の権利が保障され、国が福祉増進にかかわる責任を果たすよう、地方自治法第99条に基づき、政府への意見書を提出いただくよう陳情いたします。</p>			

陳情番号	55-1	付議年月日	6. 12. 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1 農機会館402 ゆきとどいた障害児教育をすすめる神奈川県民の会 代表 玉 腰 了 三 外11, 390人		
陳情趣旨			
<p>今、神奈川県立特別支援学校では教職員不足・未配置が深刻です。2024年5月1日現在で、全29校で82名(管理職を除く全教職員の2.7%)が未配置であることが発表されています。ここ2年で3.8倍(2022年21.4名⇒2024年82名)になっており、子どもたちの教育環境が急速に悪化しています。小学校・中学校・高等学校と比較しても特別支援学校の未配置率は圧倒的に悪くなっています。</p> <p>今年度から神奈川県は海老名市と共同して「フルインクルーシブ教育」の研究・推進事業を始めました。障害のある人の可能な限りの発達を保障する「インクルーシブ教育」は国連の「障害者の権利条約」にもあるように重要な施策です。しかし、インクルーシブ教育を推進するためには、1クラスの人数を抜本的に少なくし、さまざまな職種の職員を多数配置するなどの教育条件・教育環境の整備が不可欠です。</p> <p>「かながわ特別支援教育推進指針」に基づき、神奈川県では2校1部門の特別支援学校の新設が計画されていますが、その新設予定は2028年から2031年(4~7年後)であり、特別支援学校に今いる子どもたちのためのものではありません。設置基準が策定されたものの、その基準は既存校には適用されず、「当分の間なお従前の例によることができる」とされてしまっているため、今いる子どもたちは、特別教室を一般教室に転用するなど、大半が設置基準を満たさない過大規模・過密状態の環境におかれています。</p> <p>障害者福祉施設においては、物価高騰による経営資金難、人員確保不足などがあり、安定経営のため、財政支援が必要です。</p> <p>私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と地域における社会福祉基盤の充実を進めるため、以下の項目が速やかに実現されることを陳情します。</p>			
陳情項目			
<p>1、神奈川県立特別支援学校の教職員不足を解消するための抜本的な施策を講じてください。</p> <p>2、インクルーシブ教育を可能にするため1クラスの人数を少なくし、子どもたちのさまざまなニーズに対応するために公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で正規教職員を増員してください。</p> <p>3、教育費を大幅に増額し、今いる子どもたちのために特別支援学校の過大規模・過密状態を速やかに改善してください。</p> <p>4、<u>放課後等デイサービスや、障害者支援施設、日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム、グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。</u></p>			

# 健康醫療局關係陳情

陳情番号	10	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビルディング2階 神奈川県保険医協会 理事長 田 辺 由紀夫		
<p><b>【陳情項目】</b></p> <p>2024年秋に現行の（紙の）健康保険証を廃止する政府決定を見直し、健康保険証の存続を求める旨の意見書を国に提出すること。</p> <p><b>【陳情の理由、経緯など】</b></p> <p>6月2日、番号法等改定法案が成立し、同月9日に公布されました。これにより、2024年秋に現行の（紙の）健康保険証は廃止され、マイナンバーカードへの一本化（マイナ保険証）が基本となります。しかしマイナンバーカードを巡り、この間の相次ぐ問題により、制度やシステムに対する国民不信は広がりを見せています。報道各社の世論調査では、マイナンバーの活用拡大への不安が7割超、保険証廃止への反対が5～6割という結果を示しています。</p> <p>特に医療分野への影響は深刻です。当会のマイナ保険証などオンライン資格確認システムに関する会員調査（1回目）では、トラブルを経験したとの回答が7割にも上りました。そのうち、本来は有効にもかかわらず登録データの不備等が理由で保険資格が「無効」とされたケースが約6割あり、「無効」を理由に一旦10割負担を求めたケースが7%ありました。2回目の会員調査では、健康保険証の券面に記載された窓口負担割合とオンライン資格確認で表示された窓口負担割合の相違があった事例が15%あったことも明らかになりました。</p> <p>そもそも健康保険証とは、強制加入である国民皆保険制度のもとでの受診券であり、同制度の運用に必要不可欠なインフラです。保険料の納付により自動的に手元に届くことで「無保険扱い」にならず、いつでも医療を受けるためのツールであり、国民生活に深く浸透しています。一方、マイナ保険証となるマイナンバーカード、同カード未取得者に新たに発行される「資格確認書」は、いずれも申請に基づく任意取得のツールです。強制加入である皆保険制度に必要な健康保険証を任意のマイナンバーカードや資格確認書に置き換えることは、皆保険の理念・原理・</p>			

原則に反するものです。また、前述の「無保険扱い」を頻発させるデータ不備など、患者・地域住民の受療権を阻害する危険をはらんでいます。

国民健康保険の管理業務を担う自治体事務の現場からは、「無保険扱い」が生ずる危険性や実務の負担増などを懸念する声が上がっています。6月20日、神奈川県下の国民健康保険・後期高齢者医療制度の主管課長等一同より、厚生労働省保険局長あてに「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されています。要望書では、「無保険扱い」が生ずる危険性や国保実務の煩雑化の懸念などを指摘し、新たな「資格確認証」の様式や交付ルールなどを現行の健康保険証に準じたものにするよう求めています。

この他、9割超の高齢者施設が、入所者のマイナンバーカード（暗証番号を含む）の管理に不安を抱えていることが、当会調査で判明しています。

こうした患者・地域住民、医療機関、自治体現場、介護現場が抱える問題や懸念は、健康保険証を廃止せず継続することで解消されるものばかりです。また、制度やシステムの正確性や安全運用を見ず、国民の理解・賛同も得られない中で、現行の（紙の）健康保険証を廃止することは妥当ではないと判断します。

貴議会におかれましては、地方自治法第99条の規定により、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出していただきますよう陳情いたします。

以上

陳情番号	17	付議年月日	5. 11. 16
件名	健康保険証廃止の中止などを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>健康保険証の廃止により健康保険証が持てず、保険診療を受け入れられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望する。</p> <p>マイナンバーカードをめぐる問題が続出するなか、マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正する法律案が、令和5年6月2日の参議院本会議で可決、成立した。</p> <p>マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証を一体化させることによって、マイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながる重大な方針転換であるが、法律の可決後も個人情報に関わる問題などが次々と明らかになっており、十分な審議が尽くされたとは到底思えない。</p> <p>健康保険証の廃止に対する反対の世論が高まる中、共同通信社が実施した全国電話世論調査によると、現在の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計72.1%に上ったと報道されている。また、保険医団体連合会が行った健康保険証の廃止に伴う高齢者施設等への影響調査によると、9割以上の施設で利用者のマイナンバーカードの管理ができないと回答している。</p> <p>健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず、政府の冷静な判断が求められる。</p> <p>よって、国においては、健康保険証の廃止により健康保険証を持てず、保険診療を受けられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望する。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <p>一 現行の保険証を残すこと。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

陳情番号	44	付議年月日	6 . 9 . 9
件名	現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市中区太田町6-84-2 大樹生命ビル4階 ユーコープ労働組合 積 哲 也		
<p>1. 陳情の要旨</p> <p>国に対し、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>改正マイナンバー法が令和5年6月2日に成立し、令和6年12月2日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。</p> <p>現行の健康保険被保険者証の廃止は、マイナンバー法上任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上も大きな問題があります。さらにオンライン資格確認等のシステム上でのエラーやトラブルが未だ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはいえ、マイナ保険証の使用率は令和6年5月時点で7.73%にすぎません。</p> <p>また、マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、という現状も生まれています。</p> <p>わが国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内で均しく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っていますが、上記のような状況になれば同制度は、機能不全に陥りかねません。また、地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されます。</p> <p>わが国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、マイナ保険証と現行の保険証を両立させることを求めます。</p> <p>以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。</p>			



陳情番号	46	付議年月日	6 . 9 . 9
件名	現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を国に提出することを求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビルディング2階 神奈川県保険医協会 理事長 田 辺 由紀夫		
<p><b>【陳情の要旨】</b></p> <p>国に対し、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること。</p> <p><b>【陳情の理由】</b></p> <p>改正マイナンバー法が令和5年6月2日に成立し、令和6年12月2日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。</p> <p>我が国は強制保険による「国民皆保険」制度を採っています。一部例外はあるものの、すべてのものが保険料を納め、被保険者としての資格を保有しています。健康保険法施行規則等でも「保険者は被保険者証を被保険者に交付しなければならない」と定められており、医療を受ける際の資格確認方法を保険者が確保することは当然です。それにもかかわらず資格確認方法を番号法上「任意」であるはずのマイナンバーカードで代替し、医療機関受診を可能とする資格確認書の職権交付は「当分の間」として申請を前提にするなど、現行の健康保険被保険者証の廃止に向けた動きは法的にも現場実態としても大問題です。</p> <p>またオンライン資格確認等のシステム上でのエラーやトラブルは未だ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはいえない状況です。さらにオンライン資格確認に物理的、費用的、人材的に対応できない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ないという現状も生まれています。地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されます。</p> <p>自身の医療情報を自分で管理し、活用したいという方がマイナ保険証を使うことに対して反対ではありません。わが国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、マイナ保険証と現行の保険証を両立させることを求めます。</p> <p>以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			